

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」と アメリカの国連政策（二）

李 相 瞳

目 次

1. 序論－問題の所在と従来の研究動向－
2. 第二次大戦後の韓国〔朝鮮〕問題と国際連合の役割〔以上、前号〕
3. 国連におけるアメリカ・ソヴェトの対韓国〔朝鮮〕戦略〔以下、本号〕
 - (1)アメリカの提案の合法性の問題と「敵国条項」
 - (2)「ア・ソ共委」と韓国〔朝鮮〕の占領軍撤収問題
 - (3)韓国〔朝鮮〕代表の国連の会議への参加問題
4. 「国臨委」と韓国〔朝鮮〕の政治指導者の統一構想
 - (1)アメリカ側の介入と「国臨委」の活動
 - (2)アメリカ側の提案と英連邦諸国の反発
 - (3)総選挙の構想と国内の政治諸勢力の動向
 - (4)国連の以南のみの単独選挙の決定過程
5. 南北協商の推進と「南・北分断」体制の成立過程〔以下、次号〕
6. 五・一〇総選挙と以南の政治諸勢力の対立状況
7. 結論－アメリカの国連構想への評価－

3. 国連におけるアメリカ・ソヴェトの対韓国〔朝鮮〕戦略

(1) アメリカの提案の合法性の問題と「敵国条項」

九月一七日に、G. マーシャル長官は、「その韓国〔朝鮮〕の政府樹立の問題に関しては、国連総会での全ての国連加盟国による公正な判断を仰ぐ」¹⁾と述べている。同日にW. オースティン(W.Austin)国連のアメリカ代表は、国連事務総長にその独立問題を国連総会での一議題に加える点を建議した。それに対して、ソヴェト側のA. ヴィシンスキ代表は、アメリカ側のその建議自体が、モスクワ協定の遵守義務への違反行為に当たると非難した。更に彼は、その独立問題の国連への提訴〔上程〕行為が不当であるとも主張した。そして国連総会が同問題を取り扱う不条理さを彼は強力に批判した²⁾。又彼は、国連憲章の第一〇条及び第一一条を援用して、国連総会におけるその独立問題に対する審議が国連の権限にも不在する、との法解釈を用いて強く反対した。それにも拘わらず、アメリカ側からのモスクワ協定に代わる新たな提案の中核的な内容は、国連が主導する監視の下で、以南地域・以北地域の両域における総選挙を実施する、との構想となっている³⁾。

ソヴェト側は、上述した統一された政府の樹立問題を国連総会へと上程〔提訴〕したアメリカ側の一方的且つ独断的な政治行為に対して、最初から非常に批判的な立場を取っていた。その事実を念頭に置くと共に、以下では、国連総会での米ソ両国間の熾烈な政治攻防を見てみよう。ソヴェト側の主張⁴⁾は、以下のようない内容となっている。すなわち①以前アメリカ側は、モスクワ協定に規定された手続きに従って、同独立問題を解決するとの約束を行なった筈である。それにも拘わらず、アメリカ側は、その約束〔義務〕遵守に違反した。②同件〔協定の遵守義務〕に関して言えば、専らアメリカ側のみが、その約束違反に対する責任を取るべきである。③国連憲章の第一〇七条に依拠して言えば、敵国〔日本〕を敗北に追い込む過程に責任を負った政府が、「国際平和」と「安全保障」に関する事項を決定する義務がある。従つて、④国連総会がそのような問題に対して決議を行なう権限は不在、との内

容となっている。

言い換えれば、ソヴェト側の主張では、第一〇条及び第一一条によって、「国連総会は『国際平和』と『安全保障』との維持に関するあらゆる問題を討議する権限を有している」との文言の内容が、その中核と成している。すなわち、同独立問題については、第三五条第二項によって国連総会の「議論の場」で取り上げられる問題ではない点が明白である⁵⁾、との主張であった。そしてソヴェト側は、第一〇七条⁶⁾も引用してアメリカ側の提案に反論した。第三五条第二項は、国連の権限を第二次大戦から直接的に派生された幾つかの問題に限定させる内容となっている。サン・フランシスコ会議の開催の時点で、「平和達成の機能」は、主に敵国を敗北させる過程に関わった参戦諸国の特別な責任であって、「平和維持の機能」は、国連の責任と見なされている。

上述のように、国連憲章の第一〇七条では、上記の問題に関してはその責任の所在を明確に規定しておらず、戦勝国が敗戦国に取る措置に対して、国連憲章の如何なる規定もそれを無効としたり阻止したりする点是不可能であるとの文言のみが明示されている。第一〇七条は、戦勝国が何等かの措置を取らなかった場合、又は当事国間の協定履行が不可能になった場合、国際機構の正当な措置と無関係となる点を記している。従って、その独立問題は日本の敗戦から生じたのであって、敗戦国に対して参戦国が決定すべき問題となっている。だが同第一〇七条は、参戦諸国の中に意見の不一致が発生した場合に、国連総会での討議を禁止せずにいる、と言うのである⁷⁾。ソヴェト側は、その見解を支持し、国連の第一次的な任務が、「国際平和」と「安全保障」の維持にあって、以前〔第二次大戦時の〕敵国の占領領土の処理の取扱は不可能である⁸⁾と主張している。

ソヴェト側は、その独立問題が、国連での議題には不適切である、との点を強調するのである。それに対して、アメリカ側は、国連総会がその独立問題に関する議論の根拠とする重要な原則の一つは、第一一条第二項に記している条項である、と反駁した。更にアメリカ側は、その基本条項に焦点を合わせてその独立問題を解釈すべきであって、又その解釈に沿って独立問題を

考えれば、国連憲章の非合法的なレヴェルから国連の機能を妨げる方法での案件の議論を禁止する、との結論となる⁹⁾と反論している。そして韓国〔朝鮮〕は、第一〇七条で記されるような第二次大戦中の「敵国」ではなく、その点で言えば、上記の独立問題に関する第一〇七条の適用が不可能であるとも主張した。更にアメリカ側は、国連総会の審議を正当化するために、第一四条を引出して説明を行なっている。

国連総会で、オーストラリアのH. エヴァット (H.V.Evatt)代表も、アメリカ側の提案を支持した。更に彼は、上述のような「国際平和」と「安全保障」の維持に関する第一一条第二項¹⁰⁾と、一般的な福祉と平和的な調整に関する第一四条とによって、国連総会が、その独立問題への審議権限を持っている、と述べている。そして彼は、国連総会がある措置を直接実行に履行するが不可能であると言っても、それを勧告する権限は有するものであって、その点で言えば、国連憲章の第一〇七条が、国連総会における審議の過程での排除云々の問題と無関係である¹¹⁾との点を強調した。W. オースティン代表は更に、その独立問題について、過去約二年に亘って二国間の直接的な政治交渉を行なったにも拘わらず、事実上の成果がなかった点を改めて指摘した。そしてその結果を踏まえて、アメリカ側は、その独立問題の国連総会での審議が最も有効な解決方法であると判断し、それを要望したのである。

国連総会が第一四条に基づき、国際条約への不満や利害の対立によって起きた事態が一般福祉や国家間の友好関係を損傷させる憂慮がある、と判断される場合、「平和的な調整方案」の勧告権限を有する点は、既述の通りである。国連憲章に関して必要な範囲内で触れるすれば、第一四条に依拠して、国連総会は、基本原則、例えば「諸国民の同等権と自決権」の原則に対する違反事項の取扱が可能である¹²⁾とされている。H. ケレン(H.Kelsen)は、韓国〔朝鮮〕が第二次大戦中に連合国「敵国」ではなく、第一〇七条が全面的に適用されるか否かは疑問である、と指摘している。更に「韓国〔朝鮮〕が「敵国領土〔日本〕」の一部に見なされても、それが国連憲章に適用される範囲内の問題であれば、国連憲章の第一〇七条は国連総会が、その韓国〔朝

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

鮮] の独立問題を討議し、勧告する権限を持っている、との判断も可能である」¹³⁾と説明している。

国連憲章の前文と、第一条及び第二条は、国連創設の目的を予防的且つ抑制的な措置を取ることによって、「国際平和」と「安全保障」とを維持して回復するものである、と規定している。すなわち国連総会は、第二条第七項にも記されるように、当該国の国内法に不抵触する場合、如何なる国際問題に対しても討議し得る権限を有している。従って、国連が採る行動は、第一〇七条が許可条項として国連行動の制限とは無関係な行為である¹⁴⁾、ともなっている。国連総会の運営委員会で、ポーランドとソヴェト両国代表は、その独立問題を政治議題にする提案に反対した。だが中国、シリア・英國の代表は、アメリカ側の提案を積極的に支持した。その案件に関する投票の結果、一二対二でそれを一議題とする件を国連総会に建議すると、国連総会は九月二三日にその建議を受け入れて再び審議を行なった。結局国連総会は、賛成四一、反対六、棄権七で同建議の採択を決定し、その独立問題を政治委員会に回付し、審議・報告を決定している。

(2) 「ア・ソ共委」と韓国〔朝鮮〕の占領軍の撤収問題

国連総会の採決過程で敗北を味わった以後、ソヴェト側は、政治委員会の討論でも、主に以下の二つの問題に焦点を絞っていった。それは、外国軍の全面的な撤退問題と、国連総会での韓国〔朝鮮〕代表の参加の問題である。ソヴェト側は、その独立問題に関する、アメリカ側の一方的な国連への上程〔提訴〕の現状を、非常に「遺憾であると考えているが、国連総会の討論には棄権せずに参加する」旨を通告した。更にソヴェト側は、国連総会での主導権の掌握を画策し、自国自らの独自案を提出した。二六日に「ア・ソ共委」での、ソヴェト側は、諸外国軍が一九四八年初に全面的に撤退し、韓国〔朝鮮〕人による政府樹立が可能になるよう助力する¹⁵⁾との「軍隊撤退が先・政府樹立は後」論を提案した。その提案に対して、アメリカ側は、「ア・ソ共委」の権限を逸脱する¹⁶⁾と非難した。V. モロトフ外相は、アメリカ側に

送った書簡の中で、同国の「ア・ソ共委」での任務遂行の意思が不十分である¹⁷⁾と強く非難している。

一方で、T. スチコフ中将は一〇月六日に、アメリカ側が、その独立問題を国連総会へと提訴した点に対抗して、アメリカ側が韓国〔朝鮮〕の後見が不要と判断する場合、両国軍の同時撤退を主張した。更にそれを条件に、一般民衆に政府樹立の可能性の存在を公表し、一九四八年の初旬に両国軍の同時撤退についての具体的な日付を示して提案した。その後一八日に、ソヴェト側は、上記のような提案の内容を再確認してソウルを離れた。J. ジャコブス政治顧問は、現在の状況下で我々がソヴェト側に対抗するために、李承晩・金九等の極右の政治指導者を支援する以外に他の道は殆ど不在である¹⁸⁾との立場を明らかにした。それにも拘わらず、国務省は現地〔ソウル〕の軍政当局の意見を踏まえつつも、国連総会にその独立問題を持ち込む、との従来の立場を固守したのである。

他方で、上記のようなソヴェト側の提案¹⁹⁾は、軍政当局と右派諸勢力とに大きな政治的な波紋を投げ掛ける結果となる。すなわちその提案は、上記のような政治・経済的な諸問題に対する最も効果的な解決策として考えられたので、李承晩にとっても非常に驚くべき提案であった。何故かと言えば、それは、李承晩と右派勢力も彼等自ら民族統一を達成し得る方法として、信託統治の構想案を廃棄に追い込んだためである。それと同時に、米ソ両国を中心とする外国軍の同時撤退を、ソヴェト側が以前から主張して来た経緯があるためである。だが右派諸勢力と李承晩は、外国軍の全てを同時撤退させるべき、との従来の彼等の見解を突如変更した。それは、李承晩がアメリカ側の主張に歩み寄り、ソヴェトへの抵抗を示す方向への転換を意味している。更に彼は、ソヴェト軍が即時に撤退すべきであって、アメリカ軍は、以北軍を武装解除させると共に、以南軍が訓練・装備を整える迄、以南地域からの同時撤退を留保すべき²⁰⁾と表明している。

上述のように、李承晩自身が今迄の主張と違って、全く正反対の構想を打ち出した背景には、彼自身が以南での政権を獲得した後の政治権力の掌握問

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

題とも絡んでいたためである。そして李承晩の従来の撤退意見に追従して、当時の右派諸紙にも、アメリカ軍の、時期尚早なる同時撤退は、必ず韓国〔朝鮮〕に内戦を誘発する筈であるとの見通しが記されている。更に彼は、外国軍の早期撤退の問題に関して「非常に優秀な装備を整え、良く訓練された以北地域の正規軍の南下を招く結果のみを生んで、直ぐに以北側に占領される」事態が予想される²¹⁾と警告した。だが左派諸紙は、ソヴェト側の提案が、一般民衆を、アメリカ側の戦後構想〔東アジア政策〕から自由にさせる結果となり、それは、一般民衆が自らの手で民主的な独立政府を樹立し得る機会を与えるものである²²⁾と主張し、それに賛成したのである。

アメリカ側は、ソヴェト側の国際的な「戦略・戦術」への反動として一〇月一七日に、国連事務総長宛てにその独立問題の国連への提訴上程に至った経緯と、アメリカ側の国連構想を述べた書簡及び国連総会での独立問題と関わる決議案とその付属書を送っている。その決議案の冒頭で、アメリカ側は、一般「民衆の同等権及び自決原則の尊重に基づく連合諸国間の友好関係を発展させる目的は、国連の一つの目的である点を思い… 云々〔中略〕」²³⁾とし、第一条第二項を援用している。更にその決議案では、従来の「信託統治の構想」が殆ど全く取り上げられずにいる点が注目される。そこでアメリカ側は、一九四八年三月三一日に、以南地域・以北地域の両域における米ソ両国軍が主導する各占領地域に限定的な単独選挙の実施を要求し、国連韓国〔朝鮮〕臨時委員団ー以下、「国臨委」と略記するーがその総選挙を監視し、それを直ちに国連総会へと報告する点を提案している。

更に同案は、先ず同時撤退の問題は、両地域の新政権に任せる点が提案されている。更にその人々による韓国〔朝鮮〕の新国会の構成を示している。両国占領当局は、国際協定に沿う同時撤退の前に、韓国〔朝鮮〕の自体防衛軍の設立が重要である、と提案している。国会議員の総数は、当時の人口比例による決定を提案している。上の提案の中で一つ重要な点は、韓国〔朝鮮〕の国会構成の際に、その議員の定数の配分を、現在の人口比例に沿っての構成を定める点である。と言うのも、その人口比例制は、当時以北地域・以南

地域での人口の比率面から見れば、議員数の面で以南地域の方が、三分の二で大変有利²⁴⁾な位置を占めるためである。アメリカ側の提案は、「韓国〔朝鮮〕が独立国としての再建後、可能な限り最短の期間で全ての外国軍が同時撤退すべき」²⁵⁾としている。

一〇月二八日の国連総会の第八七次会议の場における政治委員会は、その独立問題について審議を始めている。J. ダレス(J.F.Dulles)代表は、国連総会の開会演説で、アメリカ側が外国軍の同時的な撤退を、「全地域に対する統一政府の樹立との一般的な問題の一部分として考慮に入れるべき」²⁶⁾、と考えている点を強調した。更に彼は、「アメリカ側は外国軍の全面的な撤退を熱望している。だが外国軍の全面的な撤退問題は、現状下で一般民衆を代表する単独政府の樹立へと移行させる政治機構が設置された以降に行なわれるべき」²⁷⁾との「政府樹立が先・軍隊撤退は後」論を展開した。そしてJ. ダレスは、ソヴェト側の提案が米ソ両国軍の同時的な撤退後に出来上がる筈の政府には何の準備もせずにいるので、その提案は不適切なものである²⁸⁾、との点を指摘している。事実その準備が皆無の状況下で、統一政府が出来上がるとの主張は、非現実的な考え方であったと考えられる。

ソヴェト側は、そのような提案を直ちに拒否した。その理由は、アメリカ軍を成るべく早期に同時に撤退させた後、その統一政府の樹立を韓国〔朝鮮〕人の手に任せた後、以南地域をもソヴェト・共産化を画策するソヴェトの策略に相反したためである。従って、A. グロムイコ (A.Gromyko)代表は、米ソ両国が一九四八年初頃に両国軍を同時撤退させ、一般民衆をして自らの民族政府が樹立し得る機会を持ち得るように、両国政府に勧告する²⁹⁾、との修正案を国連総会の場に提出した。そして彼は、それこそ最も適切且つ簡明な解決策を提供する点が可能とし、如何なる外部諸勢力の政治的な影響をも排除するのが可能であると主張した。そして彼は、韓国〔朝鮮〕の代表者を、国連総会の審議議論の過程に参加させた後に、その代表者とも討論するよう招待する構想を提案した³⁰⁾。だがソヴェト側の提案は、国連総会の政治委員会で反対二〇ヶ国、賛成六ヶ国、棄権七ヶ国で否決されている。

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

上述のように、ソヴェト側は先ず、韓国〔朝鮮〕における全ての外国軍の同時的な撤退を提案した。その後に、ソヴェト側は、韓国〔朝鮮〕人自らの手に任せるべき、との「外国軍の撤退が先・政府樹立が後」論を提案した。アメリカ側は、その提案をソヴェト側の独善的な支配戦略・戦術として受け止めた。更にその提案は、アメリカ側が「カイロ会談」の開催以来ずっと憂慮して来た内容となっている。アメリカ側は、ソヴェト側や中国側が、日本の敗北によって惹起された政治的な「空白状態」を利用して韓国〔朝鮮〕の独占的な支配を画策する点を非常に警戒して来たのである。そしてアメリカ側は、その韓国〔朝鮮〕における政治的な「空白状態」を回避し、ソヴェト側の単独的な支配を防止するために、北緯三八度線の画定と信託統治の構想を創り出したのである。

だがアメリカ側の、上記の思惑が現実化しつつある時点〔一九四七年〕で、既述のソヴェト側の提案を、アメリカ側が直ちに受け入れる筈はなかった。アメリカ側は、その提案を即時に拒否した。又ソヴェトが、一貫してその主張を繰り返している間に、アメリカ側は、以北地域における重武装された正規軍と、以南地域における政治的な混乱の「隙間」を利用し、左派の勢力拡大を図って来ていた共産主義者の政治的な策動に対する対応策を積極的に練り上げていった。従って、アメリカ側は、一一月一四日に開催された国連総会の本会議で、当時アメリカ側に同調する国々が優位を占める国連の状況を積極的に利用し、反ソ・反共戦略の一環として、ソヴェト側の提案を、反対三四ヶ国、賛成七ヶ国、棄権一六ヶ国で否決させている。その後に、アメリカ側は自国案を可決させたのである。

（3）韓国〔朝鮮〕代表の会議参加をめぐる問題

既述のように、ソヴェト側は、国連第八七回会議の政治委員会における冒頭の提案を通じて、その独立問題が韓国〔朝鮮〕人を参加させねば、適切な解決が不可能な過程である、従って、その政治委員会が一般民衆の代表者を招待すべき³¹⁾点を主張した。そして国連総会の審議過程における韓国〔朝

鮮] の代表者の参加問題をめぐって、政治委員会と国連総会の本会議で、両国間に非常に激烈な討論の応酬が繰り広げられた。韓国〔朝鮮〕人の将来を決定するに当たって韓国〔朝鮮〕人を参加させるべき、とのソヴェト側の提案は、国連の加盟国に対して或る程度の説得力を持った点は事実である。そのために、上記のソヴェト側の提案に対して、アメリカ側は反駁が困難な状況に置かれた。又当時の韓国〔朝鮮〕の政治課題と非常に似ている先例も既に存在したのである。

それは、例えば過去パレスティナ人問題の解決をめぐって、国連総会が国連の加盟国の大多数の賛成を得て、その地域からの非政府代表の見解を聞くとの決定を下した先例である。だがそこで重要な点は、一体誰が一般民衆を代表するのか、との代表性の問題であった。その「代表性」をめぐるソヴェト側の主張は、一般民衆が自主独立を望むとの点で、国連の加盟諸国から意見の一一致が示されている。従って、誰が一般民衆を代表するのかとの問題は、国連総会の本質的な問題でなく、必要な細部事項に関する論議は、指定委員会の課題にすれば良い、との内容で意見が纏められた。その後政治委員会の討議でも、多くの発言者は韓国〔朝鮮〕人の代表が、国連総会におけるその独立問題に関する如何なる審議にも参加するのを推進する、との点に概ね同意している。

A. グロムイコ代表は、第八九次会议の「政治委員会」でも、ソヴェト側は韓国〔朝鮮〕代表の国連総会の議論の場への参加問題を最も重要な一つの争点と考えると主張した。そして国連の非加盟諸国に関する問題の取扱いに当たって、その国の代表者の発言を聞くべき、との点は、国連も既に承知している³²⁾と彼は指摘した。その上で彼は、その点から考えれば、その独立問題が以前のパレスティナの問題と類似している、それにも拘わらず、何故国連総会が、韓国〔朝鮮〕の代表者の見解の聴取を不可能と決め付けるのか、その点は理解が不可能である³³⁾と主張した。J. ダレス代表は、韓国〔朝鮮〕の真正なる代表者との協議が必要である、との点には同意するとし、一旦ソヴェト側の主張に同意している。だがソヴェト側は、一般民衆の真正な

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

る代表の搜出方法を全く提示せずにいる、と反論したのである。

J. ダレス代表は、上記の原則を認める一方で、その案の一部を含む修正案を提出した。そこで彼は、韓国〔朝鮮〕代表の参加の問題を容易に促進させるために、軍政当局の任命ではなく、一般民衆からの正式な選出を保障するため、「国臨委」の創設が必要である、との提案を行なった。更に彼は、誰が韓国〔朝鮮〕の真正な代表者なのかに関して、政治委員会での決定は不可能であるとの点を強調した。それと共に「国臨委」は、「韓国〔朝鮮〕の全土を自由に視察し、質問を行なう権利を持って滞留すべき³⁴⁾と主張した。A. グロムイコはそれに反対し、アメリカ側の修正案は、「手続きの問題」に、内容問題の取扱いを画策している³⁵⁾と反駁した。すなわち「国臨委」設置案を含む様々な問題は、韓国〔朝鮮〕代表が国連総会に参席した中で決定すべき、との点が、ソヴェト側の立場であるのを、彼は再び強調したのである。

上記のようなソヴェト側の提案が、反対三五ヶ国、賛成六ヶ国、棄権一〇ヶ国で否決された時、A. グロムイコ代表は、万一国連総会が韓国〔朝鮮〕代表を参加させずに、その問題を審議した後に「国臨委」が設立されれば、ソヴェト側は、「国臨委」の活動には参加しないと宣言した。そして彼は、国連総会の政治委員会における独立問題の審議を、一時的に延期するのを提案した³⁶⁾。だがそのソヴェト側の提案は、国連の加盟諸国の圧倒的な多数の反対によって否決された。一一月四日の国連総会の第一委員会で、J. ダレス代表は、修正案を提出したが、翌五日に政治委員会は、アメリカ側の提案を、賛成四〇ヶ国、反対九ヶ国、棄権四ヶ国で最終的に採択した。その後A. グロムイコ代表は、「国臨委」が、韓国〔朝鮮〕をアメリカ側の植民地にするための、「アメリカ側の、一方的な政治行動の隠蔽を図る目的を有する国連のカーテンに過ぎぬ」³⁷⁾との非難を繰り返している。

結局、政治委員会及び本会議での大勢は、第一〇七条に拘わらず、国連総会が、その独立問題に関する審議が可能であると決定した。更に国連総会の第一一二次本会議での実質問題についてアメリカは同委員会の設置を決定した。そして先ず国民政府一初めは臨時政府一を樹立する。その後、両国軍の

同時撤退と共に、国連小総会による独立問題の解決を求める案を提出した。ソヴェト側は、それを非難する声明を発表した。すなわちソヴェト側は、①一九四八年一月一日迄両国が軍隊を撤退すべきである。その上②外国軍の占領下での選挙実施は、一般民衆の意思の反映が出来ず、以南地域・以北地域の両域の代表を招き、彼等の見解の傾聴を主張した。その後に、一般民衆の自らによる統一政府の樹立を再提案している。

一〇月三〇日に、国連の政治委員会で既述のアメリカ側の提案を基にして何箇所かの修正を行なった後に、「国臨委」の設置と総選挙とに関する条項を盛り込んだ最終案が国連総会に提出されている。国連総会は、一九四七年一月一四日の本会議で、その独立問題について A B³⁸⁾ と分けての決議案を賛成四三ヶ国、反対〇ヶ国、棄権六ヶ国、投票不参加六ヶ国で可決した。同日の、国連総会での決議内容は、二部に分かれる。第一部は、その独立問題が韓国〔朝鮮〕人自身の問題であって、その代表の国連会議への参加と、その代表参加を促す一方で、彼等が占領当局の任命でなく、韓国〔朝鮮〕人自らの手による選出を監視するために、以南・以北の全域で自由移動、監視活動、協議を行なう権限を有する「国臨委」を設置する点を決議した。第二部は、一般民衆の独立に対する要求が、正当且つ緊急な点を認めて統一された自主政府を樹立し、全ての外国軍の早期撤退を前提に、注³⁸⁾のような決定及び勧告を行なっている。

国連総会の決議は、以下の二点でソヴェトの立場を窮地に追い込んだ。それは第一に、①アメリカ案に基づく国連総会の討議過程は、以南・以北の両域を問わず、韓国〔朝鮮〕代表の国連総会の場への参加を事実上排除する内容となっている点である。そして第二に、②国連総会が、以北での総選挙に対する監視が可能であるとの決定は、ソヴェト軍の指導下で一九四六年一二月に開かれた以北の第一次人民委員会の「適法性」の否認を意味したとの点である。上記の二点を考慮し、ソヴェト側は「国臨委」の、以北での総選挙への監視活動や彼等との協議を拒否した。更に当時のソヴェト側は、国連監視下の選挙実施とその結果に基づく中央政府の樹立による、その独立問題の

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

解決でなく、関係国間のレヴェルの直接交渉に委ねるべき³⁹⁾、との強硬な立場を堅持している。

上記のような「国臨委」には、次のような二つの重要な行政任務が与えられている。先ずその一つは、国連総会が将来に樹立される統一政府のために、独立問題を討議する際に、その韓国〔朝鮮〕の代表を国連総会の場に参加させるとの点であった。今一つは、統一政府の樹立に必要な普遍的な基準を、韓国〔朝鮮〕側に提示すべき、との点である。その提案に従って、「国臨委」の監視下における総選挙を通じて選出された国会議員は、中央政府を樹立すると同時に、制憲国会を設置する。その制憲国会が民事的・軍事的な機能を遂行する。その①総選挙と国会議員の選出、②中央政府の樹立、③制憲国会の設置と諸機能の遂行等々の手続きを通じて樹立された統一政府は、「国臨委」と協議後の国軍の創設と、軍政当局から政府の諸機能を引き受けさせる。その後に、九〇日以内に全ての外国軍隊の完全に撤退させるために、米ソ両国の占領当局と協議すべきであると、規定している⁴⁰⁾。

国連総会の決議は、「国臨委」の構成問題、外国軍の占領下で行なわれる予定である総選挙に対する監視活動と、統一された自主政府の樹立問題、外國軍の同時的な撤退の問題等々についてである。だがその決議も、ソヴェト側が協力する、との一つの前提が存在しなければ、その目的実現の可能性が希薄な点を示している。更に国連総会の決議は、その以南・以北の全地域での総選挙の構想への一般民衆の統一意見を全く確認せずにいる、との決定的な弱点を持っていた。その一方で、「人口比例による総選挙の実施とその投票過程」は、当時の状況を考えれば、単独政府の樹立を目指している李承晩と彼を支持する右派勢力の勝利を意味した。他方で、以北側は北朝鮮労働党第一〇回会議を開催し、国連決議への対策を論議した。その結果、同党は全域を対象とする憲法制定、総選挙を通しての統一政府の樹立等を決定した。以北側は、国連決議による政府樹立の動きに反対する傍ら、自らも政府樹立の手続きを取っていたのである。

国連=「国臨委」の直接的な政治活動は、アメリカ側が、一九四七年一〇

月に「国臨委」の設立を提案し、それが設立された所によって始まっている。

「国臨委」は総選挙の実施の際には、その投票及び集計過程を監視し、統一政府の樹立を勧告する点が、その第一義的な任務であると想定されている。

更に国連の監視下で、「国臨委」が主導する以南・以北地域の両域における総選挙は、翌一九四八年三月三一日の以前迄実施を予定していた。「国臨委」の議長や委員達は、委員本人が望む場合、以南・以北の全地域・全部門の検証が可能な権限を持っていました。又全ての外国軍を、可能な限り早期の内に同時的な撤退をも視野に入れて、「国臨委」はその総選挙に関わる諸活動を続けた。当時「国臨委」の計画では、両国軍の同時撤退が終了した後に、その同時的な撤退が完了してから三ヶ月内に統一政府の樹立が予定されている。

その国連総会の決議は、同決議に対してソヴェトが反対する場合、ソヴェト側に非友好的な、単独政府の樹立を成立させる可能性が多く存在する、との懸念をソヴェト側に与えた。又同決議は、その国連総会の提案に関する徹底的な反対を、ソヴェト側が明確にさせる姿勢をも取らせる点で一助となつた。言い換えれば、国連総会での決議はソヴェト側がその決議に同意しない場合、当時の国連でのアメリカ側の圧倒的な優位を利用し、国連の主導と米軍の監視下で、以南地域のみの総選挙を実施する、との意図を明らかに持つてゐる。従つて、当時の国連の立場は、アメリカ側が主張する「政府樹立〔単独政府の樹立を含む〕が先・占領軍の撤退が後」との議論の、完全放棄か、さもなくば、以南地域のみへの適用か、との二者択一の問題を速やかに処理すべき苦境に置かれた。後述のように、アメリカ側は国連における自國に「同調的な加盟国」を活用して、直ちに「後者」を選択したのである。

注

- 1) *Department of State,Bulletin*,september 28,1947,pp.618-622;U.N.,Official Records of the Second Session of the General Assembly,Plenary Meetings,Vol. I,1947,pp.19,21-22.
- 2) A.Y.Vyshinsky,September 18 and 23,See,U.N.,Official Records of the Second Session of the General Assembly,General Committee,1947, pp.91-92,275-276.
- 3) その提案の内容についての詳細は、See,U.S.,Department of State,The Korea's Independence—以下、Korea's Independenceと略記する—,Far Eastern Series 18.Publiscation No.2933.Released Ocober,1947,56.
- 4) U.N.,*Official Document,Verbatim Record,Second Session,1947,the Plenary Meeting, Vol. 1*,p.276.
- 5) Soon-Sung Cho,*op.cit.*,pp.169-170.
- 6) 第一〇七条は、「国連憲章の如何なる条項も、第二次大戦中、同国連憲章の署名国の敵国に関するその行動に責任を有する政府がその戦争結果としてとり又は許可を無効とし、又非排除するもの」との規定が設けられている。
Ibid.,p.170;*Report to the President on the San Francisco Conference June 26,1945*(Department of State Publications 2349),pp.161-165.
- 7) L.M.Goodrich,*Korea,op.cit.*,p.37.
- 8) U.N.Document,A/C.1/195 & 218.
- 9) U.N.,*Official Document,Verbatim Record,Second Session,1947,the Plenary Meeting, Vol. 1*,p.286.
- 10) 第一条第二項は、「国連総会は、国連の加盟国若しくは、安全保障理事会によって、又は第三五条二項に従い国連の非加盟国によって国連総会に付託される国際平和と安全維持に関する如何なる問題も討議し、並びに第一二条に規定する場合を除く外に、その問題について一若しくは二以上の関係国又は安保理、又は両者に対しての勧告が可能である。その問題で行動を必要とする場合に、討議の全

文は後に国連総会の安保理に付託すべき」と規定している。又第一四号に依拠して国連総会は、「国連の目的と原則を記述した本憲章の規定違反で発生する事態を含めて全体的な利益、又は国家間の友好関係を侵害する憂慮がある、と認められる事実は、その原因の如何を問わず、平和的解決のための措置を勧告し得る」と規定している。L.M.Goodrich,*Korea*,op.cit.,p.37.

- 11) U.N.Document,*A/C.I/SR.87*.
- 12) L.M.Goodrich & E.Hambro,*Charter of the United Nations:Commentary and Document*(Boston:World Peace Foundation,1949),p.179.
- 13) H.Kelsen,*The Law of the United Nations:A Critical Analysis of its Fundamental Problems*(New York:Frederick A.Praeger,1950),p.199.
- 14) U.N.*Official Document*,p.299.
- 15) *New York Times*,September 27,1947.
- 16) Department of State.*Korea:1945 to 1947,Far Eastern Series 28*.Released October,1984.p.6.
- 17) *Ibid.*,pp.48-49.
- 18) 金 明渉、「分断ノ構造化過程ト韓国戦争」・崔章集・鄭 海亀(外)編、『解放前後史ノ認識 4 - 民衆抗争・武装闘争・文化芸術運動・韓国戦争ノ解明-』(ソウル:図書出版ハンギル社 一九八九年) 一二二~一二三頁。
- 19) すなわち、アメリカ側が、その独立問題を国連総会での議論を提案するとソヴェト側は、その提案をアメリカ側が韓国〔朝鮮〕から退くと考えたのか、九日目に直ちにソヴェト案を国連に別途に接受させる運びとなる。ソヴェト側の提案は、一九四八年から両国軍を撤退させ、以南・以北が、外部干渉を受けず、韓国〔朝鮮〕人自らの各々政府の樹立に助力するとの内容である。The Department of State,*The Record of Korean Unification:1943-60*(Washington D.C.:GPO,1960),p.7.
- 20) 『東亜日報』、一九四七年九月二八日付と一〇月一日付。
- 21) 同上新聞を参照。
- 22) 同上新聞、一九四七年九月二七日付~一〇月一日付を参照。韓国言論連合会によ

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

って実施された世論調査は、ソヴェト側の外交的ゼスチュアが一時的に一般民衆の支持を得る点に成功したことを示している。更にその世論調査によれば、全体調査対象者の内、五七%がソヴェト側の提案を支持したものとして表れている。

USAFIK, Interim Activities, November, 1947, p.248.

- 23) 宮崎繁樹、「国連と朝鮮問題」関 寛治・高瀬 浄編、『朝鮮半島と国際関係』シリーズ国際関係 9（晃洋書房 一九八二年）五〇頁。
- 24) U.N.Document, A/C.1/218, October 17, 1947; L.M. Goodrich, op.cit., p.
- 25) U.N.Document, A/C.1/218.
- 26) U.N.Document, A/C.1/195, A/C.1/218.
- 27) U.N. Official Record, First Committee of the General Assembly, Second Session, 1947, pp.248-250.
- 28) Soon-Sung Cho, op.cit., p.176.
- 29) U.N.Document, A/C.1/229.
- 30) U.N.Document, A/C.1/229.
- 31) Soon-Sung Cho, op.cit., p.177.
- 32) ソヴェト側は、一般民衆の代表を彼等の将来問題を論議する国連総会への参加を提案している。その提案は、当時の概ね以北地域の整った状況を念頭に置くものと見られる。そして同提案は、一般民衆と国際的にも相当の説得力を持っている内容であると考えられる。
- 33) U.N.Document, A/C.1/195, A/C.1/218.
- 34) Soon-Sung Cho, op.cit., p.178.
- 35) Ibid., p.179. その「手続きの問題」に関する論争の末に、一〇月三〇日に政治委員会で、アメリカ代表は、両地域における選挙実施のための「国臨委」の設置を提案した。それに対して、ソヴェト側は、「外国軍の同時撤退案」を提案している。後述のように、両国提案への採決過程とその結果は、最終的にアメリカの修正案を通過させ、ソヴェト側の原案を否決させている。
- 36) U.N. Official Record, First Committee of the General Assembly, Second Session, 1947, pp.275-279.

- 37) U.N. Official Document Verbatim Record of General Assembly, Second Sess., 1947. Vol. 2, p. 829.
- 38) A案は、ソヴェト側の提案にアメリカ側の修正を加えたものである。B案は、アメリカ側の提案にフィリピン・インド・中国・フランス等々の諸国の修正を加えたものである。ソヴェト圏の諸国は、それに対して反対投票はしなかったが、強い不満の意を表明するために、棄権とせず、その投票への不参加の態度を採ったのである。

加えて言えば、ずっと後になるが、国連総会での決議をめぐってソヴェト側のみでなく、英連邦諸国もアメリカ側の提案への反発を強めて国連小総会の決議の場でも反対を行なっている。それを堰き止める政策の一環として、G. マーシャル長官は、イギリス及びインド駐在自國大使に対して、その独立問題へのアメリカ側の見解を、二国政府に説明するよう求める電文を送っている〔See, Marshall to Austin, February 18, 1948, *FRUS(1948)*, Vol. VI, p. 1117; Marshall to Douglas (the Embassy in the United Kingdom), February 21, *FRUS(1948)*, Vol. VI, pp. 1124-1125; Marshall to Grady (the Embassy in India), February 24, *FRUS(1948)*, Vol. VI, pp. 1127-1128.〕。そこには、韓国〔朝鮮〕人の絶対多数が早期の選挙を望んでいる点からアメリカ側の提案を支持するように要請する点が主な内容となっている。それを受けたイギリス外務省は、アメリカ側の提案を支持するようにと自国代表に指示している。インド政府も、自国代表へ実質的にアメリカ側の提案を支持するよう訓令を出している。See, Telegram, Douglas to Marshall, 501.BB-KOREA/2-2548, RG59, NARA; Telegram, Grady to Marshall, 501.BB-KOREA/2-2648, RG59, NARA.

決議Aでは、「国連総会の議題にあるその独立問題は、第一義的には一般民衆自身の問題であり、且つ一般民衆の自由と独立に関するものである故に、又本問題は、該当住民の代表者が参加せざるには正確且つ公正に解決し得ない点を認識し、国連総会は、①一般民衆からの選挙で選ばれた代表者が、本問題の審議に参加するよう勧誘されるべきと決議し、②更に、その参加を容易にし、且つ促進するために、又韓国〔朝鮮〕人の代表者が、事実一般民衆により正当に選ばれ、且つ占

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

領軍当局が単純に任命したものでない点を認めるために、韓国〔朝鮮〕にあって、全土に亘って旅行し観察して、且つ協議する権利を有する「国臨委」を直ちに設置を決議する」となっている。

そして決議Bでは、「①韓国〔朝鮮〕の民族的独立の確立と、その後の全外国軍が早期撤退すべき点、②「国臨委」はオーストラリア、カナダ、中国、エル・サルバドル、フランス、インド、フィリピン、シリア、ウクライナ、ソヴェト等の代表者で構成されるべき点、③全地域での統一選挙が、一九四八年三月三一日以前に、無記名、住民比例で「国臨委」の観察下に行なわれるべき点、④「国臨委」は、国連総会に報告し、又決議の適用に関し、中間委員会〔が設立された場合には〕との協議が可能である点」等が定められたのである。U.N. *Official Record, 2nd Sess., General Assembly Resolution 1* 12(11), pp.16-18. 宮崎繁樹、前掲論文 五一～五二頁参照。

39) L.M. Goodrich, Korea, p.43.

40) *Ibid.*, p.43.

4. 「国臨委」と韓国〔朝鮮〕の政治指導者の統一構想

（1）アメリカ側の介入と「国臨委」の活動

国連総会における総選挙に関する決議後、G. マーシャル長官は、軍政当局の「国臨委」の活動準備について精力的に取り組んだ。更に彼は、J. ジャコブス顧問に対して、中国の胡世澤が「国臨委」事務局の代表に適切であるとの意向を伝えた。同長官の、胡世澤への注目の背景には、アメリカ側の立場に歩調を合わせられる協調的な外交官を探し、彼が最も適合な人物である¹¹、と判断したためである。イギリスとオーストラリアの代表は、李承晩と胡世澤との関係を疑いの目で見ていた。イギリス側は、胡世澤が「国臨委」で勤務する経緯は、李承晩と胡世澤の間の人脈関係が絡んでいると捉えた。オーストラリアは、アメリカ軍司令部が胡世澤と国内の政治家との親近関係

の利用を試みたと捉えている。更に彼は、胡世澤が李承晩・金九・金奎植と共に、以南地域における単独選挙を実施する私案を持っていた²⁾と主張をも行なっているが、それを裏付ける資料は、今現在の所、不在である。

一二月二日に、W. ロヴェット長官代理は、「国臨委」へと参加すると思われる予想人員や出発状況等を軍政当局に知らせた。更に彼は、「国臨委」の規模が五〇人以下になる筈であると推定し、「国臨委」への派遣が決定した人物を現地〔ソウル〕の軍政当局に紹介した。そして彼は、軍政当局に対して彼等国連要員のための住宅、交通等々の便宜施設の提供のための点検事項を細かく指示した。その上彼は、W. ラングドン政治顧問に総選挙に備えての行政手続きと、それを根拠付ける法的な規定の準備に万全を期する点を督励した³⁾。そして彼は、同顧問への各国の非難を意識して一般民衆が「国臨委」の活動と李承晩の政治的な画策との間に見分けが可能となる点を明確に打ち出すのを指示した。軍政当局は「解放政局」の主導権を右派の李承晩に渡さず、国連を通して政府樹立の手続きを踏み、国際社会から成る合法性と正当性を獲得する点を画策した。当時李承晩は、独立問題の国連への提訴過程を通して、彼自身の「解放政局」における主導権を求めていた⁴⁾。

一方で、J. ジャコブス政治顧問は、「国臨委」要員の内、任命が確定した人々と接触して右派の李承晩等の政治的な動きに如何に対応すべきなのか、との点をめぐって苦心していた。彼は、現在のアメリカ側が直面した政治的な難局を説明し、「国臨委」にアメリカ側が選挙準備を急ぐ点についての協調と理解とを求めた。更に彼は、その理由を李承晩の政治的な動向への対処のみでなく、選挙実施迄〔当時は三月三一日〕の期間の短さに対して再考を要請した。胡世澤は、選挙の実施が国連決議によって一ヶ月又はそれ以上延期が可能とし、その要請を退けた。又「国臨委」の事務長も、法律的な解釈に基づき、アメリカ側の選挙準備への協力が不可能であるとの点を告げた。その上、ソヴェト側の拒否で総選挙が不可能になる場合、彼は「国臨委」の活動を中止する点を示唆した。胡世澤は、「国臨委」の到着後の選挙準備を要望した。J. ジャコブス顧問は「国臨委」到着後に、公式的な準備を始めたと

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

言いつつも、水面下で非公式の準備を続けるよう現地〔ソウル〕の軍政当局と國務省に助言を行なっている⁵⁾。

さて、ソヴェト側は、初期の段階からその総選挙に反対を表明していた。その例は、ウクライナがソヴェトの主張を受け入れる形で、「国臨委」への参加を全く拒否していた点が挙げられる。アメリカは、国連総会でソヴェト側の強力な反対にも拘わらず、その独立問題に対する自国案の通過によって、国連の議論の場における非常に重要な勝利を納めている。だが、アメリカの提案を実行に移すための大きな障害物とは、ソヴェト側からの反対であった。それはソヴェト側が、国連総会での議論の初期の段階で既に「国臨委」への協力拒否を強硬に宣言したので、その国連総会の場で採択された「決議案」の実現への可能性が非常に低くかったためである。その国際的な政治情勢下にあるにも拘わらず、国連総会でのアメリカ提案の決定後二ヶ月も経たぬ一九四七年一一月一四日に、「国臨委」は、現地〔ソウル〕で、既にその本格的な監視活動と政治的な任務を行ない始める状況となっている⁶⁾。

そこで「国臨委」は、先ず一般民衆に対する「国臨委」の政治的な任務の全般を明らかにするために、「『国臨委』が管轄する区域とは、韓国〔朝鮮〕の全域である。更に〔その「国臨委」の管轄が〕全地域である点を明らかにするために、可能な限り「国臨委」にあらゆる機会が利用されるべき」⁷⁾、との決議文を採択した。更に一月七日には、国連総会の決定に従って総選挙を監視するために、「国臨委」がソウルに入った。「国臨委」は、一月一二日に現地〔ソウル〕での初会合を持った。だが「国臨委」は、ソウルへ向けて出發したその時点で早くも苦境に直面した。ソヴェトと幾つかの国連の加盟国は、「国臨委」の存在それ自体や「国臨委」の政治活動に反対した。何故かと言えば、その「国臨委」の活動を、彼等は以南地域における支配的な政治勢力〔右派〕と、以南の単独政府の樹立のために、国際的な威信の獲得に惹起になる試みに承認を与える政治策動であると捉えたためである。

その時点で、以北側は、如何なる方法を用いてでも「国臨委」の活動へと協力する意思を、全く持っていないかったのである。当時アメリカ側は、「国臨

委」が、その任務を迅速に果たせる点を望んでいた。一月一五日の第三回全体会議では、「国臨委」の活動への米ソ両国の協力を得るために、議長が両国の司令官を訪れる、との決議案が採択された。「国臨委」議長のK. メノン(K.P.S.Menon)インド代表は、八日にソウルに到着した。同議長は、ソウルに到着した直後に、その決議案を履行するために、以南・以北における両国軍司令官宛てに自分自身が直ちに訪ねたい⁸⁾との要望書を送った。更に「国臨委」は同様の書簡を事務総長を経由し、ソヴェトのA. グロムイコ代表にも渡された。その要請に対して、J. ホッジ中将是九日に議長からの要請を受け入れると同時に、「国臨委」の活動に対しても緊密な協力を約束した。だがソヴェト側は、その「国臨委」の要請を直ちに拒否している。

「国臨委」は、三つの分科会を構成してその諸活動を開始した。第一分科会は、選挙のための自由な雰囲気を保障するために活動し、第二分科会では、政治指導者の意見を聴取し、第三分科会は選挙に関する法律と諸規則とを検討した。第二分科会は、意見を聴取する対象に、政治指導者九人〔以南：李承晩、金九、金奎植、金性洙、許憲、朴憲永、以北：金日成、金科奉、趙晚植〕を選定した。「国臨委」は、国内情勢の把握目的で、以南・以北の両域の政治指導者を招いている。だが以北側は、「国臨委」の入北への訪問を拒否した⁹⁾。一月二六日に「国臨委」の会議に招かれたのは、李承晩・金九・金奎植等である。李承晩は、「国連監視下の総選挙が、以前からの自分自身の持論と同様のものなので、それを支持する」との見解を表明した。金九は、「米ソ両国軍が同時に撤退した後に、南北の政治指導者の間の協商を通して総選挙を準備し、統一政府を構成する」¹⁰⁾と主張した。当時金九の見解は、後述するように韓民党を始めとする右派諸勢力からの猛烈な反発を招いている。

右派の韓民党は、金九の主張が国際的な政治情勢と国内の政治状況から見れば、非現実的であると主張し、彼の見解を強く非難した。「独促国民会」も、米ソ両国軍が撤退した後に、南北の政治指導者・政治要人会談による独立問題の解決、との金九の提案を、共産主義側の主張と殆ど同様であるとし、それを直ちに退けた¹¹⁾。尚金奎植は、米ソ両国軍の同時撤退に言及し、その同

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

時撤退後に生起する武力の空白状態を埋める必要性が存在する点を主張した¹²⁾。そのために、彼は南北を統括する国防軍の編成の先行を強調した。二日と三日には、中間派の安在鴻と張建相とに対する「国臨委」からの意見聴取が行なわれた。安在鴻は、行政責任者の資格で過渡政府の組織と機能についての質問に答えた。張建相は、米ソ両国軍の全面的な同時撤退が統一政府の樹立前に行なわれるべきであるとの中間派や左派の立場を紹介した¹³⁾。その頃、左派の政治指導者は、当時のアメリカ側による徹底的な左派諸勢力への弾圧と熾烈な攻撃が始まった時点で、当時既に地下に潜伏していたので、「意見聴取」が不可能な状況となっている。

二月四日に、「国臨委」第八回の全体会議で、その「独立問題」を小総会へと回付させる案件に関する討議が始まった。その討議上では、①国連小総会に即時に報告する〔カナダ、オーストラリア、シリア〕、②国連からの委任範囲を以南地域に縮小して適用し、国連小総会へ報告する〔中国、フィリピン、フランス〕、③可能な限り国連の委任事項を遂行しつつ、新たな提案を要請する〔インド、エル・サルヴァドル〕委員との三つの見解に分かれた。五・六両日に行なわれた第九回、第一〇回会議では、国連小総会への照会を望む見解〔インド、カナダ、オーストラリア、シリア〕と、更に接近が可能な地域〔以南地域〕における選挙推進を望む見解〔フランス、中国、フィリピン〕に分かれた。六日の第一一回全体会議では、「国臨委」は、状況の展開に沿って国連総会及び国連小総会と協議するとの事項が決定された。一日の第一二全体会議は、「議長と事務長が『国臨委』を代表して国連小総会に意思を表明するために」派遣する点に合意している¹⁴⁾。

当時国連総会でのインドの立場は、韓国〔朝鮮〕における総選挙の実施には、それに先行する全ての外国軍の全面的な同時撤退がその前提条件となる、との見解であった。国連総会でのインド代表は、単独選挙に反対し、全国規模の選挙の実施を主張した¹⁵⁾。だが、イギリスの説得によって自国の見解を変更し、結局インド代表もアメリカ側に加わった。一方で、中国代表の劉又萬は、万一国連の監視の下での単独選挙となった場合、人口比例に準じて将

来には以北地域にも一定の議席を与える、との内容を含む提案を国連小総会に提示しつつ、各国の代表委員の説得に当たった。フランス代表は、国連小総会が米ソ両国の占領当局に対して三八度線の廃止を要請し、韓国〔朝鮮〕人が以南地域・以北地域の両域を自由に往来可能となる内容を含む提案を行なった。だがJ. ジャコブス政治顧問は、後者の提案を冷やかな目で見詰めた。彼はその提案がソヴェト側に拒否され、ソヴェト側に「国臨委」に反対して非協力の口実を提供するのみである、と批判した¹⁶⁾。

以北側からの入北を拒否されると共に、国内でも政治指導者間に見解の不一致を見せているとの状況の中で、「国臨委」は国連決議案の実行が不可能との判断を下した。それを打開するための方案をめぐっては二つの見解に分かれた。先ず第一に、「国臨委」の接近が可能な地域〔以南地域〕で選挙を実施し、単独政府を樹立するとの見解である。次には、その措置が南北関係を敵対化させ、最終的に「南・北分断」を永久化させるとの見解である。「国臨委」は、活動開始後一ヶ月でその独立問題を「国臨委」の力での解決が不可能との結論に達した。その理由は、以北地域へ入るのが出来ず、以南地域さえアメリカ側と李承晩側のみが選挙実施を強く主張し、多くの政治勢力は単独選挙の実施を拒否したためである。それと共に「国臨委」は、以南地域の警察等による政治的な関与が見え隠れしている¹⁷⁾と疑った。そのような政治状況の中で、「国臨委」は一九四七年一一月一四日の国連総会の決議に明示されている規定に従って、国連小総会への同案件の送付を決定した。

言い換えれば、ソヴェト側は、国連総会の場における自国代表によってその基本的な態度が明確に表明された、との政治的な見解を明確にした。「国臨委」は、ソヴェト軍司令部と直接的な政治交渉に失敗した後に、その問題に対する解決策を国連事務総長に訴った。だが、事務総長はソヴェト側の代表から、「国臨委」に対する準備については否定的な立場を確認させられた。「国臨委」は二月六日に、ソヴェト軍司令部と直接的な接触の失敗を公式に発表している。ソヴェト側の「国臨委」に対する非協力的な態度の裏には、自国の協調を得ずには「国臨委」が確実に失敗する筈であるとの発想が存在した。

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

ソヴェト側の、「国臨委」へのそのような政治姿勢は、国連での決議案の意味を半減させ、その実行を危うくさせる結果となる。それと同時に、以南地域・以北地域の全域における総選挙が不可能な政治状況を理由に、万一「国臨委」が、国連総会に差し戻しを決定した場合には、アメリカ側は、非常に困難な立場に陥る筈である¹⁸⁾、とソヴェト側は見込んだのである。

（2）アメリカ側の提案と英連邦諸国の反発

「国臨委」のカナダ代表は、早くも一九四七年一二月末には、「国臨委」からの辞退を表明し、アメリカを困惑させた、とされている。H. トルーマン大統領は、M. キング(M.King)首相が「国臨委」からの辞退を申し出た、との知らせを受け非常に驚いた。同大統領は、直ちにW. ロヴェット長官代理にその事情を調べる訓令を出す一方で、同首相に対して辞退再考を要請した¹⁹⁾。駐カナダ・米大使は、同首相を訪問してその意向を確めた。当時同首相は、戦後世界の復興問題をヨーロッパ中心に見詰めていた。更に彼は、その復興計画におけるカナダの役割を重視したために、その他地域への関心と介入とはカナダにとって國力の浪費である、と捉えていた。そして彼は、イギリス訪問を通して米ソ両国間の冷戦体制・冷戦構造の熾烈な構図の拡大を再確認した。更に国連は、東西紛争の根本的な解決が可能な力を整えずにいる、と彼は判断した。同首相は、米ソ両国が政治的に熾烈に対立する中での、カナダの「国臨委」への参加が、自国に大きな負担になる可能性が存在する点を非常に懸念したのである。

そこで彼は、自国の外務長官に対して「国臨委」への不参加を指示した。更に同首相は、米ソ両国の間でその「独立問題」を解決するようアメリカ大使に伝えた²⁰⁾。W. ロヴェット代理は、同首相と面談した後に、「国臨委」からのカナダの辞退が国際社会に及ぼす影響を説明した上で、国連でのカナダの地位を強調し、辞退への再考を要請した。そして同代理は、M. キング首相に対して「国臨委」からの辞退は、国連の威信に深刻な影響を与える点を考慮した上での、更なる慎重な政治的な判断を重ねて要請した。同首相は、

外務次官のL. ピアーソン (L.B.Pearson)をアメリカに派遣し、国務省の要人と大統領との非公式的な対話を持たせる点に合意した。同外務次官は、駐米カナダ大使と共に国務省の要人と協議し、カナダ側の「国臨委」からの辞退を申し出た政治的な背景を説明した。尚彼はソヴェト側への対抗的な措置としての国連の活用のために、小国を前面に立たせる点は言い訳にならぬ²¹⁾、との考えがM.キング首相の見解である、との点をも伝えている。

一月九日に、M.キング首相が同大統領に直ちに回答し、カナダ代表は「国臨委」が以南地域及び以北地域を含む全地域を対象にする、との条件の下で行動する、との方針を知らせた。更にカナダ側の役割は、「国臨委」がソウルに到着した後、ソヴェト側が「国臨委」に同意する場合のみに限って、同委の委員として遂行する、との条件付である、としている。その上、ソヴェト側が「国臨委」の政治的な任務である監視活動を拒む場合、同国代表は、「国臨委」の資格で国連小総会の開催を要求する²²⁾と記している。同首相からの回答を受け取った大統領は、カナダの憂慮を意識して「国臨委」の独立性を強調した。更に「国臨委」の活動に障害が生起した時、国連総会の決議案に沿って、「国臨委」の意思で取る措置の存在をも確認した。同大統領は、アメリカ側の立場を説明し、最悪の場合には単独選挙になる可能性もあり得るのであって、その場合もそれは全人口の三分の二以上を占める地域の正統政府であるとし、一般民衆も政府樹立を切望する²³⁾と付け加えている。

さてソヴェトは、「国臨委」なるものが非合法的な委員会から非合法の指示を受ける非合法的な委員団であると主張した。すなわち、国連憲章の第二二条を根拠とする国連総会の補助機関としての小総会の創設は、安保理を迂回する措置であって、それは同理事会の権限を損なわせる満場一致の原則を無効とする試みである²⁴⁾、とソヴェトは見なした。従って、「国臨委」の「報告書」が、国連小総会に出された時、アメリカは、以下の理由で苦境に陥った。それは、①その国際機構をソヴェト側の強力な反対を押し切って国連総会で設立した国際機関であるためである。そして②英連邦諸国、言わば「アメリカの応援団的な存在」が単独政府を樹立する、とのそのアメリカの提案

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

に強く反対したためである。その状況の下で、アメリカ側はその政治的な苦境から抜け出し、韓国〔朝鮮〕問題へのアメリカの「政治的な責任」を、国連へと「転嫁」する点が今や不可避であると判断したのである。

「国臨委」の設立は、国連にとっては国連自らによる選挙実施のための監視活動の一つの転換点となる。ソヴェト側は「国臨委」を、アメリカ側の占領政策を実行する道具に過ぎぬ、と見なした。従って、アメリカ側の「国臨委」を設立する提案に対する国連の最終的な判断を要求した²⁵⁾。その時点での国連によるアメリカ側提案の採択は、予想可能な帰結であった。その結果、国連の監視下で行なわれる総選挙における監視活動の責任を「国臨委」が引き受ける直接的な要因となる。それは、国連が、ソヴェト側が主張する如く、アメリカ側の占領政策の道具的な役割を遂行する、との印象を与えた。二月一九日には国連小総会の開催に当たって、最初の会合は、その独立問題を審議するために議論する点に割れた²⁶⁾。そこで、K. メノン議長は、以北地域へ入るのが不可能な経緯に関する報告と調査結果に関する「国臨委」の見解を纏めて中間委員会に提出した。その後ソヴェトの「国臨委」への否定的な姿勢を考慮した四つの代案に関する概略的な説明を行なった。その詳細は、以下の内容となっている。

第一案は、「国臨委」が、国連決議の第二号における計画を以南で推進する点である。すなわち、「以南地域のみにおける単独選挙を通して国連加盟諸国の政府承認を得るように、単独政府の樹立を容易にする」との点である。第二案は、国連決議の第一号で陳述されている限られた目的実行のために、その協議対象となる代表を選出するための単独選挙を実施して監視する案である。第三案は、「国臨委」が以南及び以北地域の政治指導者と会談し、解決策を模索する案、すなわち統一政府樹立のための他の可能性を追求し、最小限それを考慮するとの点である。第四案は、「国臨委」の業務遂行が既に不可能な状況を認めて全ての問題を国連総会に回付する点である²⁷⁾。国連総会の決定は、「法的な拘束力」を持たず、その四つの案の中の何れも、統一政府の保障には不十分ではあるものの、当時「国臨委」は、それが独立問題に関する

る唯一の解決策である、と考えたのである。

一方で、アメリカ側の立場は、二月二十五日に国連小総会におけるP. ジェサップ (P.C.Jessup) 代表の主張によって明確に提示された。彼は、万一統一政府の樹立のための総選挙の実施が不可能であると判断されれば、国連は、以南地域のみにおける単独選挙を実施すべき、との提案を行なった。更に彼は、単なる「純粹な諮問的な機構」の設立のための総選挙の実施は、国連総会の決議の精神とその条文に逸脱するものである²⁸⁾と主張した。その点を理由に、彼は「純粹な諮問機関」の設立には強く反対した。そこには、以南地域と以北地域の両域における総選挙が不可能となる場合との条件付があるが、アメリカ側による単独政府の樹立意思が明確に示されている。多くの友邦国は、その提案が事実上の「南・北分断」の固定化と、二つの敵対的な政権の誕生を結果する可能性が存在すると的確に捉えると共に、アメリカ側の見解に反対している。

そしてカナダ代表は、アメリカ側の上記のような見解が適切的且つ「合法性」を持っているのか否か、についての質疑を行なった。更に彼は、国連総会の決議内容が以南地域・以北地域の全域における選挙実施を明示している。国連決議の内容は、その総選挙の政治的な性格を強調するための、アメリカ側の提案の修正版である、その他の政治プロセスを選択する行為は、国連小総会の権限を超えるものであると主張し、アメリカ側の提案に対する異議の申し立てを行なった。更に又彼は、以北側が総選挙に不参加となる場合、国連の監視下における総選挙の実施は、恐らく不可能な状況に直面する²⁹⁾と述べた後に、彼はそのアメリカ側の提案への強硬な反対を表明した。それにも拘わらず、アメリカ側の提案は、賛成三ヶ国、反対二ヶ国、棄権一ヶ国等の結果で可決された。その投票の結果を理由に、ソヴェト側は国連小総会を回避し表決に参加しなかった。その投票上で棄権が多く出たとの点は、韓国〔朝鮮〕の将来問題についての解決の困難さを物語っている。

更にノルウェーとスウェーデンの代表は、その「合法性」の問題と関わる「国臨委」の監視活動による問題の解決は、強大国間の合意でのみ成り立つ

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

ものである、国連総会は、その問題解決のために、特別会議を召集すべきと考えた。言い換れば、米ソ両国は、国連総会における特別会期を設け、両国間の新たな政治交渉によっての解決策をも求めた³⁰⁾。その他の諸国の多くの代表は「国臨委」の監視下で、以南地域のみでも単独選挙を実施すべき、と主張した。更に将来に樹立される統一政府は、「臨時政府」として取り扱うとの点を記している。その際に、一般民衆を広範囲〔以北を含む〕に亘って代表する統一政府の樹立は、未解決の状態に残して置く、との点を強調した。尚その独立政府の問題に直接的に関連するソヴェト側と韓国〔朝鮮〕の代表との不参加にも拘わらず、討議が進行され、その統一政府の樹立問題から以南のみの単独選挙の問題へと関心が置き換えられるのである。

（3） 総選挙の構想と国内の政治諸勢力の動向

さて、その独立問題を「国連」中心に解決する動きに対して、以南の政治指導者達は如何に対応したのか。以下では、それについて詳細に見てみよう。一九四七年一二月一日に、金九は、李承晩との間の二者会談に基づく談話を発表し、そこで国連を通しての政府樹立の構想への期待を表明した。金九は、同構想が信託統治の構想を退けたとの評価を下した。更にソヴェト側が国連での決議の受け入れを拒否する中で、単独選挙後に誕生する政府は、以南地域・以北地域の全域を代表する政府になると解釈した。その一週間前に、金九は以南地域のみにおける単独選挙が国土を二分する悲劇を招く、との警告を自ら行なったにも拘わらず、である。金九は、その単独選挙が招く危険性を彼自身が十分認識していた。それにも拘わらず、金九が単独選挙の実施に同意した訳は、彼自身と李承晩との政治的な対立の姿を国民の前に曝け出す点を非常に危惧したためである。それ故に、彼は単独選挙を肯定する内容の談話を発表した。一二月二二日に、金九は聖誕祭の談話を通して「国臨委」の任務が南北総選挙の監視であるとの点を強調し、当時の政治状況が単独選挙に向けて一気に突き進む雰囲気を警戒していた。

その総選挙をめぐる李承晩の見解は、軍政当局の立場に近かった。だが单

独選挙と単独政府の樹立をめぐって、李承晩は J. ホッジ中将の対応策と完全な一致を見なかった。李承晩と J. ホッジ中将の両者の意見の相異は、その独立問題をめぐってである。李承晩は、彼自身と軍政当局との対立が一年も続いた点を明らかにした上で、J. ホッジ中将が提起した韓国〔朝鮮〕民族の「自治能力の不在」による「準備不足論」を批判し、「自治能力」を認めていれば、軍政初期に発生した諸問題は、既に解決済みの筈である³¹⁾と反論している。更に彼は、軍政当局による食糧・物価問題の失政を取り上げてアメリカ側の政策的な失敗を批判した。だが、両者間の不和の根源は、韓国〔朝鮮〕人の自治能力をめぐる問題のみが、その原因ではなかった。更なる要因は、将来的に李承晩の政権獲得への可能性の問題とも絡んでいた。当時の軍政当局の中間派の政治諸勢力への支援政策によって、彼自分自身を中心とする右派の政治基盤が侵食された、と李承晩は考えたのである。

一九四七年一二月二日に、J. ホッジ中将是、國務長官宛てに李承晩との政策的な面での葛藤についての報告をも兼ねて現地〔ソウル〕の政治的な情勢を知らせつつ、國務省の支援を要請した。そして彼は、同長官に対して軍政当局が単独政府の樹立を試みる政治集団とそれを阻止する政治集団との間に挟まれて困難な立場に置かれる、との点を強力に訴えた。その上で彼は、以南地域のみで総選挙を実施する、との公式的な発表があれば、その両者間の対立は払拭される筈であると予想した。言い換えれば、J. ホッジ中将は、「國臨委」の活動が何時、如何に行なわれるかの問題への詳細な日程を公表する点を提案した³²⁾。同月三日に、W. ロヴェット代理は、W. ラグドン顧問を通して、J. ホッジ中将が、取るべき政治的な措置を示した。八日に、同中将は「國臨委」を設置する目的と、アメリカ側の立場に関する声明を発表した。その声明の目的とは、一般民衆が「國臨委」の監視活動に対してアメリカ側が介入した、と疑っているとの点を解消する所に存在している。

一二月初頭の頃迄に、李承晩と彼の支持する右派諸勢力は、連日のように J. ホッジ中将を非難していた。例えば、一一月一八日に李承晩は、「J. ホッジ中将が自分の意思のみを貫こうと画策する中で、中間派と言われる左右

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

合作を推進する指導者間の紛糾による困難状況が、『国臨委』委員を混乱させ、過去二年間の苦い経験を繰り返す危機に直面している」³³⁾とし、J. ホッジ中将による中間派の政治諸勢力への支援を非難した。その政治的な姿勢の転換は、李承晩のJ. ホッジ中将に対する宥和的な表現から見て取るのが可能である。李承晩の、その表現は、一二月一八日以降度々登場している。李承晩は同日に、J. ホッジ中将の「反ソヴェト・反共政策」に対して全面的に支持するとの談話を発表した³⁴⁾。軍政当局と李承晩との両者の見解に共通する、「反共」の立場は決して新たな戦略ではなく、転換したのは軍政当局が当時迄の宥和的な政治姿勢から強固な「反共」へと姿勢を転換し、それを公に発表するに至った点であって、更に中間派に対する態度変化であった。

当時国連総会は、以南地域・以北地域の両域における総選挙案と「国臨委」の設置案等を可決したが、「民戦」を始めとする左派諸勢力は、それに強固に反対した。一七日に、J. ホッジ中将は、声明を通して左派諸勢力の宣伝活動に注意を呼び掛けた。それと同時に、その独立問題に関する「国連の決議」に従うよう一般民衆に訴えた³⁵⁾。上記のような李承晩のJ. ホッジ中将への支持声明は、アメリカ占領当局の中間派の政治諸勢力についての「支援撤回」の方針と大きく関わっている。すなわち一五日に、「合作委」はその組織の解体を宣言し、二〇日に「民族自主連盟」の看板で同組織を吸収している。李承晩のその声明は、上記のような一連の政治過程に注目しつつ、彼自身の将来的な政権獲得、との政治的な思惑から発表されたものである。李承晩は、中間派諸勢力と左派諸勢力の協力による勢力拡大を非常に憂慮していた。一九四七年とはアメリカ側が支援する一連の「左右合作」への試みが挫折し、その独立問題が国連に提訴〔上程〕され、「合作委」も活動基盤を失った時期である。李承晩のJ. ホッジ中将への「謝辞」は、それを評価しての宥和策なのである。

一方で、金九と韓独党は、最初の段階では国連の監視の下における総選挙の実施案に反対しなかった。彼等は、国連総会の決議案が示唆するように、国連の監視の下における以南地域・以北地域の両域の総選挙を通して統一政

府の樹立を目指せると判断していた。そのために、彼等は同決議案を支持し、それに協力したのである。だが金九と金奎植の両者は、ソヴェトと以北の両側に国連の決議案を受け入れる意思が不在である、との点が明確になって来ると、単独選挙の実施による政府樹立の阻止を目的に多くの政治的な諸努力を費やした。金九と金奎植の両者が、以南地域のみにおける単独選挙の実施案を支持した理由は、以北・ソヴェト側も最終的には同選挙に賛成して合流する筈である、との概ね楽観的な予測に基づく政治的な判断が存在したためである³⁶⁾。一九四八年一月二二日に、ソヴェト側代表は「国臨委」の以北地域への入境を拒否した、との伝言が金九・金奎植の両者に伝えられた。その伝言を受けて両者は、当時迄の単独選挙への賛成から反対姿勢へとその政治的な態度を変更している。

他方で、一九四七年一一月一二日に、以北の各政党・社会諸団体は、その独立問題の国連への上程〔提訴〕について強固に反対する談話を発表した。南労党は、以北側と共同の歩調を取りつつ、その独立問題が国連に上程されてから五・一〇総選挙に至る迄に、一貫して単独選挙の実施案に反対した。その上南労党は、以南地域のみにおける単独選挙の実施過程での暴力的な闘争を通してそれを阻止する策動をも試みた。その傍ら当時の政治的な展開の様相では、以南地域における単独政府の樹立〔誕生〕を予想した以北側も、自らが独自的な政府樹立のための準備を行なった。勤民党は、「国臨委」の設置の決定について、米ソ両国の協調が前提でなければ、その独立問題は、根本的な解決が非常に困難である、と捉えていた³⁷⁾。従って、その独立問題の国連への提訴〔上程〕と、国連の監視下における以南地域・以北地域の両域における総選挙案、そして単独選挙案をめぐって以南地域の政治諸勢力の熾烈な対立等で、各政治勢力は、再び決定的な分裂に陥って行く状況となる。その政治分裂を克服し、統一政府の樹立のための最終的な試みが、後述する金九・金奎植の両者の主導による「南北協商」なのである。

(4) 国連の以南のみの単独選挙の決定過程

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

二月二六日の国連小総会で、アメリカ側は「国臨委」がその任務を遂行し得る地域〔以南地域〕にのみ総選挙を実施すべき、との提案を行なった。その提案は、賛成三一ヶ国、反対二ヶ国、棄権一ヶ国で可決された。国連小総会は、国連の実質選挙の監視活動に対して、「国連総会の一九四七年一一月一四日付の決議とその後韓国〔朝鮮〕の政治状況の進展に照らして『国臨委』は、国連総会の決議Ⅱに表れている計画を、接近が可能な地域〔以南地域〕で遂行すべき義務がある（〔〕内は引用者）」³⁸⁾、との見解を表明している。すなわち国連小総会は、「国臨委」が接近して選挙への監視活動が可能な範囲内で、元来の目的に充実に当たる点を決定した。それは、「国臨委」が以北地域を除く、以南地域のみの総選挙の監視を意味している。それに関する記録では、「南・北分断」の半永久化のみならず、結局「世界平和」をも脅かし得る方案の採択が「間違いである」、と考えた点を物語っている。

上述のように、国連小総会で実質上以南地域のみにおける単独選挙の実施が決定された措置が適切であるのか否か、との問題に対する懸念は、国連小総会での投票内容にも明確に現われている。カナダ代表とオーストラリア代表の両国代表は、国連小総会で反対の票を投じた。彼等は、小総会で反対票を入れたその理由を、その行動方法への不法性を持っているためである、との点を強力に主張した。そして投票の過程で、一一の参加国が棄権の投票を行なった。その一方で、三一の参加国中一八ヶ国は、賛成投票を行なった。前記の両国代表は、同投票結果を「国臨委」に反映する点と、それを執行するとの決定にも非常に重要な役割を果たした。国連小総会での、アメリカ側案の採択は、アメリカ自国にとって重要な意味を持っている。要するに、それは、当時自国の軍事負担の清算を試みるアメリカ側の目的を達成する場合、国連が計画の一部に責任を負わせざるを得ぬ結果となるためである。

他方で、国連小総会で上記の決議案が採択された後に、「国臨委」の委員は議長及びカナダ代表が不参加となる中で、二八日にはソウルで非公式会議を開催し、国連小総会の決議案の受託を決定した。その非公式会議に参加した各国の代表は、遅くとも五月一〇日迄には「国臨委」の接近が可能な地域

〔以南〕での選挙の実施が望まれる³⁹⁾との声明書を発表した。その声明を受け入れる形で、国連小総会では、その決議を実行する、との内容が満場一致で決定されている。その後に、「国臨委」は、「委員団の接近が可能な地域での選挙過程を監視する予定である、その選挙は、投票の適齢者の秘密選挙を基礎にして言論・出版・集会の自由等々の民主的な権利が承認され、それが尊重されるような自由な雰囲気の中で選挙が実施される点を期待する」⁴⁰⁾との声明を発表した。更にその声明内容は、「国臨委」の議長代理の中国代表・劉又萬が、ソウルで行なわれた演説の中で朗読している。

又同日にJ. ホッジ中将是、国民の代表を選出するための単独選挙が、「国臨委」の監視下で、一九四八年五月九日に以南地域のみで実施されると予想される⁴¹⁾と説明した。更に「国臨委」は、「言論・集会・結社の自由等々の民主的な権利が保障される自由な雰囲気」で実施される単独選挙の投票過程に対して、監視活動を行なう予定であると発表した。当時J. ホッジ中将と軍政当局は、「国臨委」の存在とその単独選挙の監視活動に不満を抱いていた。それは、軍政当局の立場から見れば、現地〔ソウル〕の彼等でさえ良い評判を得ずにはいる政治問題と関わって、「国臨委」がその独立問題を解決するとの名目で関与する点によって彼等の威信を失墜させる、と考えたためである。従って、J. ホッジ中将とJ. ジャコブス政治顧問は、「国臨委」の委員が、軍政当局との協力関係を明確にせずに、殆ど独自的な形で、その独立問題に積極的に関与する点に酷評を加えたのである。

「国臨委」は、二月二六日に国連小総会と協議を始めて以来初の公式会合を持った。その会合でカナダ代表は、最近「国臨委」が行なった手続きが正当なのか否かについての異議の申し立てを行なった。それに加えて、彼はJ. ホッジ中将による国連監視下の選挙実施に関する公表行為をも正当化する問題に関しても、「国臨委」が、実際にそれへの詳細な決議事実が過去に存在したのか否か、との点をめぐって非常に厳しく追及すると同時に抗議をも行なった。「国臨委」は、カナダ代表の主張に全面的に同意し、又それを強力に支持する立場のシリアの提案で、その単独選挙に関する「国臨委」での議論が

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

行なわれた。そして又「国臨委」は、選挙監視と国連小総会の決議を遂行する点についての論議を行なった。「国臨委」における各国の代表は、最終的には三月一日にフランス代表が提出した決議草案に依拠して、「既述の国連小総会が決議した条件の保障が可能であれば、総選挙案を駐韓〔朝〕アメリカ軍司令官が公布した五月一〇日に実施する」⁴²⁾との結論を下している。

その決議案への採決結果は、賛成四ヶ国、反対二ヶ国、棄権二ヶ国であつた。その詳細を見れば、フランスとシリアは同決議案の採決に棄権を表明した。カナダ代表は、国連小総会の勧告が違法なものと異議を申し立てた。オーストラリア代表も、以北地域を除く単独選挙の監視は、不公平である、との理由を挙げそれに反対した。そして国連小総会は、左派諸勢力が以南のみにおける総選挙を拒む政治的な動きを考慮せずに総選挙を進めていた。又中国代表も、国民党と親交を持っている金九とその政治路線の宣伝に尽力した。アメリカ側に友好的なフィリピン、エル・サルヴァドル代表は、中国と同様に、その総選挙の実施を全面的に支持する意思を表明した。インドとフランスの代表は、「国臨委」が国連小総会の勧告に拘束されると見なした。更に当時のシリア代表は、国連総会の決議とその遂行に対して反対か、賛成かとの問題への明確な意思を表明せず、それを留保している⁴³⁾。

更に「国臨委」による、「以南における単独選挙を実施する」との決定は、一九四七年一一月一四日の国連総会の決議によって与えられたものをその根拠としている。その際にその決定は、「国臨委」の責務を如何にすれば、最も上手く遂行し得るか否かに対する「国臨委」の独自の判断によるものでなく、「国臨委」の責任に関する国連小総会の見解に従つたものであると言い得る。当時点迄「国臨委」の位相は、総選挙それ自体の主導が出来ず、只総選挙を監視し、その選挙結果を国連総会に報告する程度に留まっていた。それは、その総選挙を主導する責任が、軍政当局側にも存在するとの立場である⁴⁴⁾。その一方で、アメリカ側は、後述するような重要な決定を下した。その決定は、韓国〔朝鮮〕での戦争勃発時に関するアメリカ政策の中核を占めている。すなわち四月二日に国家安保評議会は、H. トルーマンに政治状況を報告し、

後の政策執行の原則を建議する以下のような報告書を提出している。

「以南地域・以北地域の全域に対するソヴェト・共産勢力の膨張は、中国と日本に比べてソヴェトの政治的・戦略的な地位を向上させ、極東アジアと同地域に対するアメリカの地位に重大な悪影響を及ぼし得る。アメリカ軍の即時撤退に関する限り、アメリカ側がソヴェト側の、その露骨的な侵略行為の阻止が可能な以南内の軍事力を確保して置かなければ、アメリカ軍の全面的な撤収は直ちに極東アジア地域の同盟国と友邦国に対する背信行為として指摘される筈である。それは、ソヴェト側の武力行為に対する極東地域におけるアメリカ軍事力の再配置の問題を惹起させる憂慮が起こり得る。」⁴⁵⁾。

アメリカ側は、以南地域への総体的な支援・防衛か、さもなくば同地域に介入し過ぎぬ程度の援助か、の選択を迫られた。更に、ソヴェト側の以北地域の掌握に対しても、黙認するか否か、との困難な選択をも迫られていた。そして国連が単独選挙における監視活動との名目で介入する状況の下で、以南地域へのソヴェト側の侵略的な意図も、上記の見解表明に影響を与えると同時に、アメリカ側が「世界安保」の立場から無条件に軍事的な特恵を付与する、との点が不可能な状況となる。当時のアメリカ側にとっての最も有効な政策は、以南政府が持続可能な程度の十分な援助を支援する見地から、以南地域への経済的・軍事的な援助を提供する中間路線であったと言える⁴⁶⁾。その点は、以南地域がソヴェト側への対抗のためのアメリカ側の戦略に必要不可欠な存在である、との積極的な観点ではなく、以南地域がソヴェト側に友好的な共産主義国家になるのを憚かる、との消極的な政策であるとの視点を示している。

第二次「ア・ソ共委」は、米ソ両国間の利益追求や意見の食い違いによって決裂した。その結果、アメリカ側は、その独立問題を解決する目的で国連に提訴〔上程〕している。更に当時の国内情勢を見てみれば、以南地域のみの「単独選挙の可能性」が次第に高まって来る一方で、当時の世界情勢は、米ソ両国の「冷戦体制」が益々強化されるとの政治的状況に置かれていた。そのような国際情勢が激しく変動する状況の下で、以南地域のみの単独選挙

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

によって祖国と民族の「永久分断」の固定化を招く可能性を恐れた金九と金奎植の二大の政治指導者は、「余生を祖国の統一独立のために捧げる」、との強い覚悟で以って以南・以北地域の両側の政治指導者による「南北政治会談」を提案し、以北の政治指導者との直接的な政治交渉を企てた。当時その独立問題を解決する目的で派遣され、以南地域のみの単独選挙での監視活動とその政治任務を遂行するためにソウルに滞在していた「国臨委」側も、その両者の政治的な試みに大きな関心を寄せ、それを注視していた。

以上を纏めれば、本章では、韓国〔朝鮮〕での自主的な統一政府の樹立の問題をめぐって、国際レヴェルでは総選挙の実施問題と、その以南・以北地域の全域の総選挙の過程での「国臨委」の監視活動やその任務に関する米ソ両国間の論争を紹介した。その両国間の熾烈な論争の過程の中で、本来であれば、アメリカ側の友好国の筈である英連邦諸国が、以南地域のみの「単独選挙」を主張するアメリカ側の提案に反対を唱えている。すなわち、その英連邦国の反発に対してアメリカ側が戦々恐々する様子が明らかになっている。更に国内レヴェルでは、左右の諸政派間でのその提案をめぐる単独選挙に対する熾烈な政治的な論争の中で、李承晩と一部の右派勢力は、それに賛成するのに対して、金九・金奎植の両者は、以南・以北地域の両域の政治指導者間の「南北協商」を提案し、それに向け準備を整える姿等を描いている。その際に、金九の支持である筈の「独立促進会」は、金九の主張が以北側の主張と同様である、との点で熾烈な批判を行なっている。上記のような分裂的な政局は、その後の政治的な情勢と絡んで「南北分断」の固定化に前奏曲に変わって行く点を本章で明らかにしている。

注

- 1) Marshall to Jacobs, November 17, *FRUS(1947), Vol.VI*, pp.860-861.
- 2) B.Cumings, *The Origins of the Korean War, Vol.II*, pp.72-73.
- 3) Lovett to Hodge, December 3, *FRUS(1947), Vol.VI*, p.869.
- 4) Langdon to Marshall, November 29, *FRUS(1947)*, Vol.VI, pp.865-866; Telegram, Hodge to Marshall, November 19, 1947, 'Hodge propose to release telegram,'501.BB-KOREA/11-1947, RG59, NARA.
- 5) Memo, Jacobs to Butterworth, Dec.8, 1947; Conference with Dr.Victor and other U.N.Officials on Korea problem,'501.BB-KOREAN/12-847, RG59, NARA. 一方で、「国臨委」事務局は、アメリカ側からの支援が、国際社会と国内の世論には「国臨委」の中立性を損なうと受け止められると判断した。そのために、アメリカ側の各種支援の痕跡の隠滅を試みた。例えば、アメリカ側の用意車両に軍政当局の標識の代わりに、国連標識を入れ替えた。そして「国臨委」が国連傘下の一機関である点を強調するために、各国代表による自国旗の掲揚や、国歌演奏を慎み、国連旗の掲揚を、総選挙を準備する側に要請している。 Telegram,Lovett to Political Adviser of CG USAFIK, De c.29, 1947, 'Display national flags of participants or playing national antheme'501.BB-KOREA/12-1547, RG59, NARA.
- 6) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.184.
- 7) L.Gordenker, *The United Nations and the Peaceful Unification of Korea* (Haque: Martinus Nijhoff, 1959). Soon-Sung Cho, *op.cit.*, pp.184-185.
- 8) U.N.Document, A/575, add.1, p.6.
- 9) "United Nations Temporary Commission on Korea:Election 1948," pp.18-20.
宋 南憲、『解放三年史 II』 五一～五二頁。
- 10) 『ソウル新聞』 一九四八年一月二八日付。
- 11) 『東亜日報』 一九四八年一月三一日付。
- 12) 同上新聞 一九四八年一月二八日付。

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

- 13) 『ソウル新聞』一九四八年二月五日付。
- 14) *Year Book of the Nuited Nations, 1947-1948*, p.88.
- 15) *Year Book of the United Nations, 1947-1948*, p.86.
- 16) Jacobs to Marshall, February 2, *FRUS(1948)*, Vol. VI, p. 1091.
- 17) オーストラリア代表は、選挙参加への自由が保障されずにいる点に、異議を申し立てた。同代表は、特に以南の警察組織について辛辣に批判した。更に彼は、軍政当局を警察国家であると非難し、警察改革と共に政治犯の釈放を要求した。そして又彼は、選挙管理機構内の韓民党の構成員〔一五人の内、一二人〕中心の運営を指摘し、それが中立性を害している、と批判した〔Jacobs to Marshall, February 2, *FRUS(1948)*, Vol. VI, p. 1090〕。
- 18) L.M. Goodrich, *op.cit.*, p.46.
- 19) 'Draft of Message from the President to the Prime Minister of Canada, '501. BB-KOREA/12-2747, RG59, NARA.
- 20) Memo by the Ambassador in Canada (Atherton), Decenber 27, *FRUS(1947)*, Vol. VI, pp. 880-883.
- 21) L.B. Pearson's memo, 'Mission to Washington on the Korea Commission, January 1-6, 1948, 10.1.48, in Korean-Canadian Membership UNCOCK-1947-1948, Pearson Papers. 大戦後の、カナダは、英米両国の狭間で自国の外交政策の模索に腐心した。そこでカナダは、アメリカ側との軍事同盟でなく、集団安保体制による安全保障への道を模索した。両国は協議の結果、「国臨委」の緊急性や国連でのカナダの位相等を考慮し、同大統領が同首相への「国臨委」辞退の再考要請の親書を送るとの点に合意した。「大統領書簡」は、首相からの、早期の指名が望まれる〔Letter, Truman to King, January 5, *FRUS (1948)*, Vol. VI, pp. 1081-1083.〕との要請で締め括っている。
- 22) Memo, Wailes (the Chief of the Division of British Commonwealth Affairs) to Letter, January 9, *FRUS(1948)*, Vol. VI, p. 1084.
- 23) Letter, Truman to King, January 24, *FRUS(1948)*, Vol. VI, pp. 1086-1087. 「国臨委」の全委員は、以南のみの単独政府が、国連総会の決定に定義されている民族

政府としての機能が不可能な点に意見が一致した。尚二月六日に「国臨委」は、最終的に国連小総会に諮問を求める点を決定している。

- 24) U.N.Document,A/C.1/SR.74,pp.133-137.
- 25) L.M.Goodrich,*Korea*,p.49.
- 26) U.N.Document,A/583.
- 27) U.N.Document,A/AC.18/28.アメリカ代表は、二月一六日に、K.メノン議長の第一案に近い内容である「単独選挙を実施し、国民会議を構成する」点を既に提案していた。同月一八日に、国務長官は、W.オースティン国連大使に電文を送って、接近可能な〔以南〕地域で選挙の実施を勧告すべき、とのアメリカ側の立場に変更のない点を伝え、カナダやオーストラリアの反対が予想される中で、他の国々の代表に対してアメリカ自国の立場の理解に努力する点を求めていた。
- 28) U.N.Document,A/AC.18/SR.6,p.6.
- 29) U.N.Document,A/AC.18/SR.9,Feb.28,p.7.特にオーストラリア代表は、国連諮問のみを目的とする選挙実施を支持し、「国臨委」の、その政治活動は、不法的であると主張した。更に彼は、単独政府を樹立するとなれば、以南と以北との熾烈な対立を引き起こす危険性が極めて高い点を指摘した。そして以北側が、万一単独選挙の実施後の以南政府に脅威を加えるともなれば、国連は、同政府への積極的に援助か、さもなくば全ての責任の放棄かとの困難な立場に陥る可能性がある〔U.N.Document,A/AC.18/SR.9.Feb.28,p.7〕と主張し、後の一九五〇年の朝鮮戦争を予知したかの発言を行なっている。
- 30) U.N.Document,A/AC.18sr 6,Feb.28,1948,p.7.
- 31) 『朝鮮日報』 一九四七年一二月六日付。
- 32) Lieutenant General J.R.Hodge to the Secretary of State,December 21,1947,*FRUS(1947)*, Vol.VII,p.867.
- 33) 『東亜日報』 一九四七年一一月一九日付。
- 34) 同上新聞 同年一二月一九日付。
- 35) 『朝鮮日報』 一九四七年一二月一八日付。
- 36) G-2 Weekly Summary, No.126, February 13, 1948, pp.22-23.; The Political

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策（二）

Adveser in korea(Jacobs)to the Secretary of State,February 8,1948,*FR US (1948)*, Vol.VI,p.1096.同上新聞 一九四七年一二月二日付。

- 37) 同上新聞 同年一一月一九日付。
- 38) その小総会の決議及びそれに付け加えられている見解の内容についての詳細は、
See,L.M.Goodrich,op.cit.,p.48.
- 39) “United Nations Temporary Commission on Korea:Election 1948,”p.31.国務省も一連の課程に注目しつつ、法的な解釈に取り組んだ。同省東アジア課のB.ボンド(B.Bond)は、W.バターウォース(W.W.Butterworth,Jr)宛ての電文の中で、国連小総会は、「国臨委」へ指示する権限が不在である点を確認した。その上で、今回の提案の意図は、「国臨委」と協議する時期とその範囲についての見解を提供する点に存在すると、迂回的にJ.ホッジ中将の声明を支持する解釈を下した
〔Memo,Bond to Butterworth,March 9,1948,'Legal Status of Interim Committee decisionconcerning abservance of lections in Korea, '501.BB-KOREA/13-948, RG59,NARA〕。
- 40) U.N.Document,*A/AC.19/41.*
- 41) *Department of State Bulletin, March 14, 1948*,p.344.
- 42) L.M.Goodrich,*op.cit.*,p.48.
- 43) *Ibid.*,p.49.
- 44) 更に単独選挙の監視活動を実施すべき、との国連小総会の決定は、「国臨委」が軍政当局に単独選挙の指針を提供する任務を与える結果となる。「国臨委」委員は、アメリカ人官僚及び韓国〔朝鮮〕人官僚とも面談し、以南全域の旅行を決めている。だが、単独選挙は非常に不十分な性格を持っていた。それは、概ね三〇余名の「国臨委」委員が凡よそ二〇〇〇万の人口を有する約四万平方マイルの地域を監視する担当者となっている点である。
- 45) *FRUS,(1948)*, Vol.VI,p.1167,*Souers to Truman*,2 April 1948.
- 46) *FRUS,(1948)*, Vol.VI,p.1169.